

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「人権三法」についてお伝えします。



差別を解消することを目的とした3つの法律(人権三法)について、ご紹介します。

○人権三法

2016(平成28)年に差別を解消することを目的に、次の3つの法律が施行されました。3法を総称して、人権三法といいます。

・障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)
(平成28年4月施行)

・ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)
(平成28年6月施行)

・部落差別解消法(部落差別の解消の推進に関する法律)
(平成28年12月施行)

それぞれの法律については、これまでこの誌面に掲載してきましたが、改めてご紹介します。

○障害者差別解消法

この法律は、「障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ることを目的としています。

条文では、国・都道府県・市町村や会社やお店などの事業所などに対し、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

・不当な差別的取扱いの禁止
障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されています。

また、正当な理由があると判断した場合は、その理由を説明し、納得を得られるよう努める必要があります。正当な理由としては、安全を確保するため、経済面の保全のため、行為の本来の目的や内容を維持するため、損害の発生を防止するため、などが挙げられます。

・合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何かの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業所に対しては、対応に努めること)を求めています。

また、本人が意思の表明を行うことができず、家族などの支援者が意思の表明を行う場合や、表明がなくても合理的配慮の提供が必要だと考えられる場合も、配慮を行うことが必要と言えます。

○ヘイトスピーチ解消法

この法律は、「特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を煽る差別的言動(ヘイトスピーチ)をなくすことで、民族や国籍などの違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重しあう社会を築くこと」を目的としています。

村民みんなで「ハートがたくさん村」をつくりましょう。